

## 西予市低入札価格調査実施要綱

平成 21 年 4 月 30 日

告示第 104 号

(目的)

第 1 条 この告示は、本市が発注する建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する建設工事(以下「市工事」という。)の競争入札における低価格の入札に関し、市工事の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 1 項(総合評価落札方式にあっては、第 167 条の 10 の 2 第 2 項)及び西予市契約規則(平成 25 年西予市規則第 13 号。以下「規則」という。)第 10 条第 2 項の規定に基づく調査(以下「低入札価格調査」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 この低入札価格調査の対象は、総合評価落札方式により落札者を決定する工事とする。ただし、市長が特に必要と認めた工事は、この限りでない。

(調査基準価格の算定)

第 3 条 前条に規定する市工事の契約に係る調査基準価格(規則第 10 条第 1 項の規定に基づき作成される基準をいう。以下同じ。)は、別表 1 に掲げるところにより算出した額とする。

2 調査基準価格は、予定価格表に記載するものとする。

(調査基準価格の事後公表)

第 4 条 前条第 1 項の規定により算定した調査基準価格は、契約の締結後に公表するものとする。

(調査資料の提出)

第 5 条 入札価格が調査基準価格に 110 分の 100 を乗じて得た額(以下「税抜き調査基準価格」という。)を下回る場合、入札執行者は落札者の決定を保留し、当該入札価格で契約内容に適合した履行がなされるかどうかを判断するため、税抜き調査基準価格を下回る入札を行った入札者(以下「低価格入札者」という。)のうち、最低価格入札者から、入札価格の詳細な内訳書及び次に掲げる事項について説明する資料を提出させるものとする。ただし、必要に応じ、最低価格入札者以外の低価格入札者からも提出させることができるものとする。

(1) その価格により入札した理由

(2) 契約対象工事付近における手持工事の状況

- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連(地理的条件)
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事の名称、発注者及び成績状況
- (10) 経営状況(取引金融機関、保証会社等への照会)
- (11) 信用状態(建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等)
- (12) 第1次下請の予定業者名及び予定下請金額
- (13) その他必要な事項

2 前項の書面は、通知日の翌日から起算して5日(西予市の休日を定める条例(平成16年西予市条例第2号)第1条に規定する市の機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に提出するものとし、期限までに提出しない者については、当該入札者が行った入札を失格とする。

(調査の実施)

第6条 入札所管課長は、前条の規定により提出された書面にに基づき、低価格入札者のうち、最低価格をもって入札を行った者(総合評価落札方式による工事にあっては、最高の評価値をもって入札を行った者。以下「最低価格入札者」という。)からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を実施をするものとする。

2 入札所管課長は、前項の調査中であっても、必要に応じ、最低価格入札者以外の低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を実施することができるものとする。ただし、次条から第9条までの規定は、最低価格入札者から、順次適用する。

3 入札所管課長は、前2項の調査を行うにあたっては、最低価格入札者の入札価格の積算内訳が、計数的な根拠があり、過去の実績からみて合理的かつ現実的なものかどうか、特に重点的に確認するものとする。

4 調査は、入札所管課長のほか、工事検査監、工事担当課長、工事担当者及び入札所管課長が必要と認めた職員をもって行うものとする。

(失格判断基準の適用)

第7条 前条の規定にかかわらず、最低価格入札者が低価格入札者であり、かつ入札時に提出した工事費内訳書記載の各費目の金額が、別表2に掲げる失格判断基準のいずれか一つに該当する場合は、調査を実施することな

く、当該入札を失格とする。

- 2 前項の規定は、全ての工事種別において適用する。ただし、この基準により難しいときは、この限りでない。

(審査会への報告及び審査)

第8条 入札所管課長は、第6条の規定により調査を実施したときは、その内容について速やかに低入札価格審査会(西予市低入札価格審査会設置要綱(平成19年西予市告示第111号)に基づく審査会をいう。以下同じ。)に報告しなければならない。

- 2 低入札価格審査会は、前項の報告を受けたときは、内容を精査の上、契約の内容に適合した履行がなされるか否かを審査する。

(落札者の決定)

第9条 低入札価格審査会は、前条の審査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合は、当該最低価格入札者を落札者として決定し、市長へ報告するものとする。

- 2 低入札価格審査会は、第7条の基準に該当し、又は前条の審査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、当該最低価格入札者を落札者とせず、その旨を当該最低価格入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者(以下「次順位者」という。)を落札者として決定するものとする。ただし、当該次順位者が低価格入札者であるときは、落札者が決定するまで、順次、第6条から本条までの規定により手続きを行うものとする。

- 3 第1項の最低価格入札者又は前項の次順位者が複数ある場合、落札者の決定は、抽選によるものとする。

(落札者決定の通知)

第10条 市長は、前条の規定により落札者が決定したときは、すべての入札参加者に対して通知するものとする。

(入札参加者への周知)

第11条 入札所管課長は、入札参加者に対して、次の各号に掲げる事項を適宜の方法により周知するものとする。

- (1) 調査基準価格及び失格判断基準が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査の終了後に入札結果を通知すること。
- (3) 低価格入札者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) すべての低価格入札者は、事後の事情聴取及び資料提出等調査に協力すること。

(低価格入札者との契約等に係る措置)

第 12 条 第 9 条の規定により決定された落札者が低価格入札者である場合にあっては、当該落札者に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 契約保証金は請負代金額に 10 分の 3 を乗じて得た額以上とすること。

(2) 前金払は請負代金額の 10 分の 2 に相当する額以内とすること。

(3) 建設業法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により監理技術者又は主任技術者の配置が義務づけられている工事においては、次のとおり技術者の配置を求めるものとし、必要な技術者を専任で配置できないときは、当該入札は無効とする。

ア 建設業法同条第 3 項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額 4,000 万円以上(建築一式工事にあつては 8,000 万円以上)の工事にあつては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件(技術者の従事経験に係る要件を除く。)を満たす技術者を専任で 1 名現場に配置を求めるものとする。

イ 請負代金額 4,000 万円未満(建築一式工事にあつては 8,000 万円未満)の工事にあつては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置を求めるものとする。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札公告又は入札参加指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う市工事について適用し、同日前に入札公告等を行った市工事については、なお従前の例による。

附 則 ([平成 23 年告示第 94 号](#))

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ([平成 24 年告示第 103 号](#))

(施行期日)

1 この告示は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札公告又は入札参加指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則 ([平成25年西予市告示第60号](#))

(施行期日)

1 この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に西予市財務規則(平成16年西予市規則第48号)の規定によりなされた契約に係る手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 ([平成25年西予市告示第125号](#))

(施行期日)

1 この告示は、平成25年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に入札公告又は入札参加指名通知を行った工事については、なお従前の例による。

附 則 ([平成 26 年西予市告示第 51 号](#))

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札公告又は入札参加指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則 ([平成 27 年西予市告示第 128 号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 ([平成28年西予市告示第57号](#))

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札公告又は入札参加指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則 ([平成 28 年西予市告示第 95 号](#))

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札公告又は入札参加指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則 [\(平成 29 年告示第 90 号\)](#)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札公告又は入札参加指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則 [\(令和元年告示第 13 号\)](#)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札公告又は入札参加指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則 [\(令和元年西予市告示第 39 号\)](#)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札公告又は入札参加指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則 [\(令和 4 年西予市告示第112号\)](#)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札公告又は入札参加指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則 [\(令和 4 年西予市告示第181号\)](#)

この告示は、令和5年1月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

調査基準価格の算定方法

区 分	計 算 式	備 考
土木工事	$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.1$	ただし、左欄の算出式により算出した額が予定価格に 7.5/10 を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に 7.5/10 を乗じて得た額を調査基準価格とする。
建築工事(建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。)	$\{\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68\} \times 1.1$	

(注) 各費目毎に所定の率を乗じたもの(円未満は切捨て)の合計に、1.1 を乗じた額(円未満切捨て)とする。

別表 2 (第 7 条関係)

失格判断基準

費 目	基 準
直接工事費	設計金額における直接工事費の 90%未満
共通仮設費	設計金額における共通仮設費の 80%未満
現場管理費	設計金額における現場管理費の 80%未満
一般管理費	設計金額における一般管理費の 30%未満

(注)

- 1 この基準に該当する場合であっても、低価格となった合理的な根拠があると認められるときは、適用除外とすることがある。
- 2 各費目毎に所定の率を乗じ、円未満は切捨てとする。
- 3 市長が特に適用外と認めた工事は、事前に入札者に対して適宜の方法により周知した上でこの基準を適用しないことができる。